

肥前さが幕末維新博覧会体験事業に係る輸送業務 公募型プロポーザル審査要領

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号を全て満たす事業者を対象に行う。

- (1) 別途定める「肥前さが幕末維新博覧会体験事業に係る輸送業務公募型プロポーザル実施要領」(以下「実施要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 実施要領に規定する期限内に、必要な書類の全てを提出した参加者

2 審査の方法

各審査委員は、提案意図についてプロポーザル参加者から説明(プレゼンテーション及び質疑)を受けた上で、提出された企画提案書を評定する。

3 審査基準

別添「審査基準」のとおり。

4 審査結果及び委託業者の決定

- (1) 審査結果は、評価基準ごとの各審査委員の評定の総計の合計点を踏まえ、審査委員会の意見を聴取し、最終的に審査委員会の委員長が最優秀者を決定する。
- (2) 最優秀者を決定後、当該プロポーザル参加者に対し書面により採否を通知する。
- (3) その後、肥前さが幕末維新博推進協議会会計規程等の規定に基づき、必要な手続を経て委託業者を決定する。

別表：審査基準

項目		審査基準	配点
理解度	目的・内容の理解、スケジュールの妥当性	事業目的・事業理念を十分に理解し、また、妥当なスケジュールを提案しているか	15
企画提案能力	企画力	学校等との調整方法や輸送計画、教材映像等が適当な企画となっているか	20
	実現性	提案内容は確実に実現できるものとなっているか	15
業務実施能力	業務実施体制	業務実施にあたって、十分な実施体制を整えているか	20
	業務実績	事業を効果的かつ確実に遂行するために必要な同種の業務実績があるか	20
	経費の妥当性	経費の見積は適当か	10
合 計			100